

別 紙

答申第 2 4 号

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という）が、本件異議申立ての対象となった個人情報非開示決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成19年 2 月21日に本件異議申立人より島根県個人情報保護条例（平成14年 3 月26日島根県条例第 7 号。以下「条例」という）第12条第 1 項の規定に基づく個人情報開示請求があった。
- (2) 本件個人情報開示請求の内容
「平成15年 4 月から平成18年 3 月において、 学校において 教頭が私のことについて、私及び私以外の教職員及びその他の人々から聴取した事の、 教頭による記録（ノートや記録紙やその他によるもの）の全部の交付」
- (3) この請求に対して実施機関は、請求の対象となった教頭の記録は、本人自らが業務としてメモした個人所有のものであり公文書に該当しないという理由により、同年 3 月 7 日付けで非開示決定を行った。
- (4) この決定に対して、異議申立人は、本件個人情報の非開示決定を不服として同年 3 月 8 日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、条例第34条第 1 項の規定に従い、同年 8 月 9 日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立ての趣旨
本件個人情報の非開示決定処分を取り消し、条例第15条による全部開示を求める。
- (2) 異議申立ての理由
異議申立人の異議申立書による主張の要旨は、以下のとおりである。
公務員が職務遂行上行った聴取等による取得情報、内容のメモ書き、メモ帳、手帳、ノート記録、記録紙等も「公文書」であり、自己（本人）情報をコントロールする権利の保障にかかわることで、個人情報の本人開示が保障されるべきである。

4 実施機関の主張

実施機関の非開示理由説明書による主張の要旨は、以下のとおりである。
請求の対象となった教頭の聴取記録は、教頭が日常の業務を円滑に行うためにスケジュール等の記録用として個人的に活用しているノートに、校内で見聞きしたことや、教員から聴取した内容を日常的に書き留めたものである。この記録は、「児童生徒等に適切な指導が行えない教員等への対応に関する要綱」第 4 条に規定された報告文書

を作成する際に利用されることとなり、このうちの必要な事項はこの報告文書に記載された。しかし、このノート自体は校内での共用文書としての役割を持つものではなく、あくまでも個人の執務の便宜のために教頭自身が管理していたものであった。

したがって、請求のあった「教頭による記録(ノートや記録紙やその他によるもの)」は、公文書には該当せず個人所有のものとして非開示とした。

なお、この教頭所有のノートは、すでに廃棄されている。

5 審査会の判断

(1) 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、平成15年4月から平成18年3月の間に、学校教頭が異議申立人のことについて、異議申立人、異議申立人以外の教職員及びその他の人々から聴取した際の教頭による記録(ノート、記録紙その他によるもの)である。

(2) 本件対象個人情報が記録されたものの公文書該当性について

条例第11条第1項では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報(第4条第2項第1号に掲げる事務に係るものを除く)の開示の請求をすることができる。」と規定している。

この「公文書」とは、島根県情報公開条例(以下「情報公開条例」という)第2条第2項に規定する公文書をいうものであるため、本件請求の対象となった記録が「公文書」に該当するかどうかを検討することとする。

情報公開条例第2条第2項では、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理しているものをいう。」と規定している。

ここで、「組織的に用いるものとして当該実施機関が管理しているもの」とは、作成又は取得した文書等が職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態のものをいう。

実施機関は、請求の対象となった教頭の聴取記録を利用して報告文書が作成されているが、この教頭の聴取記録は校内での共用文書としての役割をもつものではなく、あくまでも個人の執務の便宜のために教頭自身が管理しているものであったため公文書には該当しない、と主張している。

教頭が、校内での出来事や教員等から聞き取りをした内容をノートに記録しておき、必要に応じその記録を基に公文書を作成するということは日常的に行われており、そうした私的に記録しているメモを基に公文書が作成されていると考えられる。本件においては、公文書として報告文書が別に作成、保管されているため、その基となった記録は組織としての共用性があるとは認められない。

したがって、請求の対象となった教頭の聴取記録は公文書に該当せず、またこのノートは既に廃棄されているという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(3) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第 2 2 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 1 9 年 8 月 9 日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
平成 1 9 年 1 0 月 2 2 日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成 2 1 年 1 月 2 2 日 (審査会第 1 回目)	審議
平成 2 1 年 2 月 1 9 日 (審査会第 2 回目)	審議
平成 2 1 年 3 月 1 9 日 (審査会第 3 回目)	審議
平成 2 1 年 3 月 2 5 日	島根県個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 (株) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	
本藤三世子	(財) しまね女性センター経営委員	